

兵庫医療大学 公正研究推進方針

兵庫医療大学は、社会の信頼を裏切るデータ捏造・改ざんなどの研究上の不正行為、公的研究資金の不正使用などが社会問題化していることを鑑み、本学の研究推進方針に則り、以下の公正研究推進方針を策定し、本学における学術研究がより一層公正に遂行されるために尽力してまいります。

【組織】

本学は、公正な研究活動を推進するため、法人規程「公的研究費管理・監査規程」に則り、「最高管理責任者」「統括管理責任者」「副統括管理責任者」「コンプライアンス推進責任者」及び「コンプライアンス推進副責任者」を置き、それぞれ本法人理事長、本学学長、本法人事務局長、本学研究担当副学長及び本法人神戸キャンパス事務部長をもって充てます。

また、本学の学術研究活動を統括する研究委員会のもとに公正研究推進小委員会を設置し、同委員会を中核として、神戸キャンパス事務部「研究支援課」及び「総務課」だけでなく、法人機関「不正防止計画推進室」とも連携しつつ、公正研究を推進していきます。

【全学的な情報伝達・共有】

研究者倫理や公的研究費の使用に関わる諸規程・ガイドラインの改正等の情報は、本学の学術研究活動を統括する「研究委員会」、本学の公正研究の推進に取り組む「公正研究推進小委員会」、そして神戸キャンパス事務部「研究支援課」及び「総務課」の間にて情報伝達・共有するだけでなく、公正研究推進小委員会が主体となる啓発活動を介して、本学に所属するすべての研究者に周知徹底し、全学的な情報共有に取り組み、諸規程・ガイドラインの遵守に基づいた公正研究活動を推進していきます。

【公正研究啓発活動】

本学では、公正研究推進小委員会が中核となり、神戸キャンパス事務部「研究支援課」と連携しつつ、次の啓発活動を積極的に実施します。

＜研究者倫理教育＞ 本学に所属するすべての研究者だけでなく、研究に取り組む学部学生及び大学院生全てに対して APRIN e-ラーニングプログラムの受講・修了を義務付けるとともに5年ごとに更新する制度を運用し、公正な研究活動の推進を図ります。

＜コンプライアンス教育＞ 本法人「公的研究費管理・監査規程」に則り、本学に所属する全ての研究者に対して、年1回開催するコンプライアンス研修会の受講と研修会後の理解度チェックテストの受験を義務付けます。また、科学研究費助成事業に採択された研究者に対して、年1回開催する公的研究費の使用に関わる諸規程・ガイドライン説明会への参加を義務付けます。これらの取り組みにより、より適正な公的研究費の使用を推進していきます。

【不正防止計画立案・実践】

本学では、法人規程「公的研究費管理・監査規程」に則り、法人機関「不正防止計画推進室」と連携しつつ、神戸キャンパス事務部「研究支援課」「総務課」が中核となり、本学における不正防止計画の立案・実施に取り組み、公的研究費の不適切な使用の予防に努め、本学研究者の研究活動に対する社会からの信頼を深めていきます。

【研究対象別の公正研究】

本学では、学長を管理責任者として、人を対象とする医学系研究については「倫理審査委員会」が、動物を対象とする研究については「動物実験委員会」が、ヒトゲノム・遺伝子解析研究については「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理審査専門委員会」が、遺伝子組換え実験を実施する研究については「遺伝子組換え実験安全委員会」が、病原体等を取り扱う研究については「病原体等安全管理委員会」が中核となり、当該の指針・規程に則り、申請、承認、延長、中止、終了の手続きを管理監督するだけでなく、生物多様性条約の名古屋議定書に定められている海外の遺伝資源の適法取得も含めた啓発活動を適宜実施し、研究対象の多様性を担保しつつ公正な研究活動を推進・支援していきます。

以上